

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の方法の認可申請に関する面談(3-7)

2. 日時

令和2年5月21日(木) 13時20分～15時15分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊係員、池永技術参与、上原技術参与、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 環境安全部長 他11名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第3次設工認コメント対応整理表(1)

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。
0:00:06	それでは原子力規制庁の田辺です。それではただいまより、原子燃料工業株式会社熊取事業所とも面談を開始いたします。
0:00:16	本日の面談は0上がる面、12月2日付で申請がされましては、第三次設工認申請に係る地道確認とあります。
0:00:24	これまでのですね、規制庁からのコメントに対する回答ですね、こちらについては、コメント対応表が協議されていますので、こちらについては基線長の庁内職員の方が確認を持つ。
0:00:37	いえ、事業者からですね、これまでの県民もしくはへとお時間をよーく社員などですね、この資料に気体の内補足的な説明がある場合には、これを説明するようにお願いいたします。資料でですね確認ができるもので今補足説明の必要がない場合については、
0:00:57	委員長側から追加のコメントを向こうに移りたいのですが、して分類の候補がバラバラに資料に合わせて補足説明に移り事項等ございますでしょうか。
0:01:12	原子燃料工業の藤原でございます。
0:01:16	今回2月にですね面会させていただいたと若干時間を要しております。一つ下1術工認ですね、以浅ご説明させていただいてますが第1節項に関係のですね。
0:01:33	経営と記載の不備、こちらですね、培養洞道時間かかったのと、もう一つは、今日御説明させていただきます。廃棄物のドラム缶のこちらの約燃料棒方向曲げが下の閉止ます。
0:01:53	ちょっとお聞きした図的なですね、込まれるかと思うし、憲法させてございまして、それで、ちょっと時間を要したところがございます。
0:02:02	本日はですね、事前にいただいたし、コメントのですね、1-9ですね、それとドラム缶関係のA-1-22について御説明させていただきます。
0:02:18	1-9につきましてはですね前々回、
0:02:22	絶対限界ですかね、ちょっと御説明わかりいただけてるんですけどその具体的なですね内容については、もっと御説明が不足してございますので、本日改めて御説明させていただきたいと思っております。
0:02:36	以上でございます。すいません。それですね、まず説明のほうですけど、Donnellのドラム缶の1-24のほうですね。
0:02:46	こちらがあるから、さしていただきたいと思っております。以上です。
0:02:53	はい。

0:02:56	はい。規制庁の田辺です。そうしましたら配当補足の説明 1-24 からあるということでもよろしいでしょうか。あれ場合では、まずテレビ会議ですねちょっとご説明の方をお願いいたします。
0:03:17	現在の考慮フジワラでございます。
0:03:20	特にですね、1 の 24 の計算のかについてはそれでもすでに終わった後に経営内容通りでございます。特に普通の方でございますが、
0:03:37	すみません、規制庁タナベです。ありがとうございますちょっと一応あのすいません確認としてなんです、繰り返しになりますが、今回いただいているコメント対応表、それとそれに附属する説明の資料ですか、これにいただいている以上の情報としての補足説明は、今現状ないという理解でよろしいでしょうか。
0:04:01	はい、原子力というフジワラでございます。その存在し、
0:04:08	規制庁タナベです。そうしましたらコメント対応表と、あと不足の点説明資料についてはこちら規制庁内で確認をさせていただいておりますので、追加のですね、名長からの確認事項に移らせていただき、いただきたいと思っております。
0:04:25	層厚せましたら県央ご検討採用確認事項になりまして、まずですね、1-24 についてですね、こちらについての確認事項に移りたいと思っておりますので、留まる会社にですね、ヨシムラさんからコメントをいただくことができますでしょうか。
0:04:44	規制庁ヨシムラですけど、了解しました。よろしく申し上げます。
0:04:50	規制庁ヨシムラ電進むと治療全然ちょっと一度読ませていただいて、
0:05:00	ちょっと今確認が数点ちょっと確認がありますので、御説明したいと思っております。
0:05:06	まず今回いただいたドラム缶の転倒の評価の評価モデルの考え方ですね、これは
0:05:18	従来も説明されたようにもですね、より実際実際的っていうか、具体的な積載状態。
0:05:27	を大きくしたモデルで、
0:05:30	積算の手順に用時手間一番厳しい側の評価ということで、例えば図の 2-1 とか、
0:05:41	今、添付の説明についてちょっと私のほうから説明してますが、この模式図を図-2-1 とがございますので 1 の 24-3 ページ。
0:05:54	それからうちの 24-4 ページに評価モデル
0:05:59	記載していただいて、内容的には私はこれ評価モデルとしてはこの考え方で、
0:06:07	いいと思っております。積載状態で最も厳しくなる左が一番加藤側の評価で考え方としてはいいと思っております。ただですね、
0:06:20	評価モデルの通りに実現するというためにですね、関沢委員にかなりの制約がついてくるはずだと思っておりますので、まず一つは、

0:06:36	今写ってるのこれ格段後藤。
0:06:40	断ごとに系統。
0:06:42	評価していますが、
0:06:44	上限に完全にこれ固定されてないとこのモデルが成立しないということであり ますので、この上限の固定というのが確実にこれ2段の場合と3台の場合 で、
0:06:57	評価をしていますが、
0:07:00	■での固縛はこれは確実に今移っているこれ2段が2段の時3段は3段の 時■の固縛が確実に
0:07:11	なされているというのがまず前提になります。
0:07:14	それからもう一つは、これ
0:07:18	評価スキーがありますね。
0:07:22	転倒の評価式が
0:07:26	評価条件が2-14の
0:07:29	今映ってるところの下のほうですね、下のほうに、
0:07:33	評価式が載ってますんで、
0:07:39	これは今単独の上のは単独で一段1列を描いてますが、実際に評価は評価 式にあるように、N×N列ですね。
0:07:54	例えば二段だったら、2×2列という状態、それから3だったのか3×3って いう状態でないと等で計算で使っていると連結ボルト有効本数っていうのが成立 しないので、
0:08:10	必ずにかけに連通3×3列で貯蔵するというのが評価の前提になります。こ れは結構運用上の制約になるはずなので、そういったことを申請書に書くのが 別の手順書になるのか。
0:08:28	しかるべきところに条件として記載しておいていただきたいと思います。
0:08:33	それが一つも、一つ目のコメントです。
0:08:38	ちょっとじゃあ、これに絡んでもうもう2点ほどありますので、あわせて御所の ちょっと質問したいと思います。今の1点目で2点目は、評価式B評価をする 資料の
0:08:55	2枚目ですね24、1-24-2っていう
0:08:59	2ページに
0:09:03	ボルトの許容値という表があるんですが、
0:09:08	この表ですねこのボルトの計量値っていう表があつて、泊周期のボルトです ね、■と■あ、すみません、

0:09:18	2種類のボルト等が等でテーマ数ただ実際に使ってるのは、許容値の低い側の1種類、
0:09:30	だと思いますが、これは
0:09:33	あと受実際の実験で使われてるのも、実際評価を使われてるものとなんですけど。
0:09:40	これ2種類載せている理由は何なんでしょうか。ちょっとそれが二つ目の質問です。
0:09:48	それから第3、三つ目の質問といたしまして、
0:09:55	また評価モデルに戻るんですが、これ
0:10:03	店頭の評価モデルが、先ほど、
0:10:10	1-20-3 ページでもいいんですけど、その下のところです、下のところに評価も今評価モデル載ってますけど、これは
0:10:22	墓石の転倒モデルっていうような評価は説明ありましたこれ一般的に使われてる
0:10:30	店頭モデルの評価式でこれは
0:10:34	非常にシンプルですけど保守的なモデルでいいんですけど、これはすべて滑りが発生しないということが前提になってますので、
0:10:44	そういうすでにの影響っていうのがですね、来ドラム缶の評価、それからもしくはもう一つは、当庫農政農地の24の質問じゃないですけど、1-19のところですね、輸送物の保管エリア、
0:10:59	これも時かお聞きしているケースがあるんですが、これも転倒評価前回さ多分説明されてると思うんですけど、これもやっぱりすべがないっていうことが
0:11:14	全店がありますので、通す滑りによる影響っていうのを、
0:11:19	若干妥協するはずなんですけど、道路を、そういったものの問題もちょっと確認をしないといただければと思います。
0:11:28	以上異常が一応この1-24-し過ぎをに関する
0:11:34	質問でちょっともう1点、別の質問があるんですが、それからちょっと質問したいと思いますので、とりあえず今、3現ちょっとご説明しましたので、何か誤開等あれば、お願いしたいと思います。
0:11:57	規制庁タナベですが、熊取事業所からですね今の点に関して何か御所今の段階で御説明できる点等ございますでしょうか。
0:12:09	原子燃料工業の藤原でございます。まず最初の二つの御質問なんですけど、申請書のほうにはですね、この検討しない最低限の条件として、このブロックの塊がですね。

0:12:25	なんか書けないというような形で記載いたしますし、例えば二段だったら、にかけに異常ですね、そういう形になってですね、各部屋ごとにですね大きく段数が異なってきますので、もともとコメント以前いただいております部屋ごとの台数ですねそれとあわせて記載することになります。
0:12:45	それと、
0:12:48	そうですね後はもうええと。
0:12:51	こんだ時のですね、ボルトの止める本数とかですね、二つ目の質問にも書かれてるんですが、
0:13:00	そういうふうな必要な条件というのはですね周辺に期待します。
0:13:05	二つ目のですね、
0:13:10	御質問のボルトの二つの使い分けですね、これ我々固縛するときにはですね、特殊なものを使うわけじゃなくてこれ来一般に流通してるものを使用することで見ますと、
0:13:23	これにあたってですね今回コピーねばですね、日ここに二つ、今回べくとして一般的な生徒ものを記載しておりますが、
0:13:35	■■■■ とか■■■■、こちらであればですね、この言った強度のものであれば十分ですね、
0:13:44	なんですか
0:13:46	固縛でA評価上問題ないということを今回お示しさせていただいておりますので、施設工認わかってるわけですね、ここに書いてます強度でですね、最低一つ以上の共同有することで固縛すると。
0:14:04	というような基礎になるかと思っております。
0:14:09	ここで二つのまず回答とさせていただきます。
0:14:18	規制庁の吉村です。
0:14:21	誤開等の内容は了解しました。ドバイポールと同用地がないまま、記載して欲しい。資料記載して欲しいんですけども、確かに主要によってですね、変わりますので、最低必要な強度ですね、それを記載していただければ。
0:14:39	と思います。
0:14:45	はい。
0:14:49	日の工業フジワラでございます承知いたしました。
0:14:55	これ、
0:14:58	PayPalです。どうぞ。
0:15:01	規制庁ヨシムラですけど滑りって問題に対してはどうお考えなんでしょうか。

0:15:08	実は逆に実際は土のうつつ貯蔵されている状態を多分固縛固定はされていないと思うんですが、そういう影響が出そうな、特にこういう水質なれば、そういう趣旨御説明いただければいいと思いますが、
0:15:29	いや、原子炉考慮フジワラです。ちょっとですね現状スペースと口頭で御説明する難しいところあるんで、本日きちとした形で深いところいただきますが、まずX年。
0:15:46	滑りですねこれ輸送物を置くところとか廃棄物のところ、それぞれ条件が違ってあります。急ぎつつのところはですね携帯でも赤外さしていたしません。一緒じゃないです廃棄物のほうは御説明させていただいた。
0:16:05	おっしゃるんですけど、あくまでも延々とここバックがメインで崩れないというところに重点を置いております。
0:16:14	で、若干ですね、当然、この条件の評価では、一時相当高い値で崩れないという評価しておりますんで、その力を与えると当然すべてグループ部分も若干する部分ございますが、
0:16:33	あくまでも崩れないというところに重点を置いてます。
0:16:37	もう一つ輸送率の方にですね、これは事業許可の中ではですね、3B相当ということで、条件になっておりますので、槽類相当であればですね、きちとした回答させていただきますけども、すべらないじゃないかと思っております。
0:16:56	はい。
0:16:57	以上です。
0:16:59	規制庁の吉村です。これは別途また回答いただいて確認させていただければと思います。
0:17:08	ちょっと質問がもう1点ございますので
0:17:14	ちょっとこれについてちょっとなかなか説明したいと思えます。これは
0:17:22	今回水平震動を耐震重要度分類第1類相当一時いちいちっていうか一転ず深度の1点つけの使ってるわけですけど、
0:17:36	これ、多分ですね、個別の種質問で前回御回答いただいた2月13日の資料のちょっとし、もし資料ございましたら、ナンバー2-71という。
0:17:52	ところで、
0:17:55	御回答いただいているので、この資料っていうのは、今ちょっと
0:17:59	御回答いただいたときに、2月13日の資料といったせますか。
0:18:10	ここに御1人のカキノキ率であれば説明しますが、達すればちょっと出していたいただければと思います。
0:18:24	はい。
0:18:29	非

0:19:32	敷地
0:19:34	はい。
0:19:36	ここ。
0:19:37	今月への貢献ワラタニでございます。こちらもう一度御説明させていただきたいと思いますので、本冊はい放射性物質ですね耐震重要度分類第3類として整理をしておりますけれども、
0:19:53	1理想とするところですが、太細第3の設備がですね。割り増し係数は1.01設計の要求されておまして、さらに設計のいわゆる二次地震力の後は評価は所内あって、
0:20:11	それでは最後にでしつらしないということでございます。ただしですねさらなる安全対策として、事業変更許可ではですね一類相当の転倒防止対策を行いたいというふうに記載してございまして、3類としての実績を行われるのではなくてですね1ピットへの一時せ、
0:20:31	行うかというふうに考えておまして、そうするとですねえに入りますケース1.5測って設備ですので1点があるレーティング36時を
0:20:42	いうことでそれにですね [REDACTED] ですね、それAIを考慮しましても、2階の部分はこの染谷1.0ですので、0.36での設計になるというふうに考えてございます。
0:20:59	以上を踏まえた上でですね、0.3億だと余りにも心もとないということで、1次で一応入力に対して役員具体策をほぼ思っておりましてですねこれは二階だから一類とか一時だとか1回だから一時という整理ではなくても0.
0:21:19	ベースにしてはるかに大きい3倍近い位置で告白したいというふうに記載をしているところでございます。以上です。
0:21:33	規制庁の吉村です。ですね。
0:21:37	ちょっと今ちょっと私のほうコメントいろいろあるんですけどその前に今回、
0:21:43	やはりこれ赤字になってますが、これ試験装置私前回いいですね、出席してないんですけど、これは全事前に私が見たときの新治療と書き直していると思いますが、これ前回、
0:22:00	の2月13日にお出しいただいた資料から変えてるのかそれともそうつきポンプにかえてあげてたんでしょうか。
0:22:12	原子炉交流フジワラでございます。2月13日ですねこれ2月13日にお出しさせていただいた資料なんですけど、もともと落とされたものに対してこのプリンのみ差し替えという形で別途、
0:22:28	今一昨年出してる形のものだけをいたしまして、最終的な資料としては、例えばその部分を差し替えたものをお出しさせていただいております。当日説明もこの内容に沿ってですね。

0:22:44	前回御説明させていただいたの。
0:22:48	いうふうにはこちらは認識してんですが、
0:22:52	時通帳ヨシムラSAとわかりましたじゃあ一応これ1回ここで説明いただいたと いうことで、ちょっと私のほうからちょっとコメントをしますが、正直言いますとこ れ例見ますとですねこれはちょっとこれ、
0:23:09	当社と規制庁のほうからもコメントあればもしお願いしたいと思うんですが、こ れはかなり原燃工さん独自の対策で書かれてるんですね、これ結構やっぱり これ申請書と評価とかですね。
0:23:26	と設工認の資料を
0:23:29	ちゃんと読んで欲しいなっているのかなとあります。これはかなり独自の解釈。
0:23:36	ですね、まずはなつたときの形かって言いますと、
0:23:44	今ここでご説明をされている一次設計。
0:23:49	2次設計という部分の話、これは許可でも設置設工認の方法どちらでもいいん ですけど。
0:23:57	どう耐震設計の基本方針をちゃんと読んでいただければと思うんですが、
0:24:04	これ前提条件があるはずですよ。
0:24:09	1設計 20設計等記載は、これは、
0:24:15	5構造であるということが前提になってるはずですよ。
0:24:19	まずそれが前提であって、1次設計 20設計という
0:24:24	いうのがあって、5構図でない重構造の場合には、これは別に一類2類Ⅲと いったものに関係なく、
0:24:34	局部振動法。
0:24:37	建築設備建築設備設計指針でしたっけ。その教育部新卒棒の。
0:24:47	家記載の加速度を使うことになってます 10構造ですね。従って
0:24:56	今ここで記載されてる内容っていうのは、剛構造が
0:25:01	紙について維持設計は適用しないんだと言っても、浦郷構造がまず前提にな ります。それと、10、通常耐震重要度分類何とか累層といった場合には、基本 的には、
0:25:17	耐震重要度分類一類の、
0:25:20	方針に従って評価するというのが常です。従って 20設計が要らないとかいう 解釈っていうのは、これちょっと独自の対策になります。
0:25:34	それからもう一つはですね本かぶり許可の許可のページをちゃんと出してもら ったほうが良いと思うんですが、
0:25:47	許可、許可をちょっとページ出せ許可出せ出せますか。
0:26:07	ここ挙動などですね例えば耐震設計に関しては例えば、

0:26:12	5-65 ページとか 66 ページあたり。
0:26:18	にそんなことは書かれてるんですがちょっとそこを開けてもらえばと思いますが、
0:26:24	はい。
0:26:26	はい。
0:26:29	はい。
0:26:32	はい。
0:26:33	はい。
0:26:48	次、
0:26:57	じゃあページよろしいですか、ここですね国内の耐震設計の基本方針がちょうど中段のスタートですね。
0:27:08	設備設計の耐震設計方針(2)書かれて当然何度も呼ばれていると思いますけど、まず最初に書かれてるのが郷構想設備の条件ですね、今ここ1実績に設計と言ってるのは、その記載の内容ですね。
0:27:23	次のページを見ていただければ。
0:27:29	これは10構造の場合には、野党植物の方のご指導を使うことになります。そうするとこれは内アートフロアごとに1回と中間階、上層階フロアごとに設計加速度が変わってくると。
0:27:44	いう表示になります。私側のほうで、こちらで今回のコメントしたかっていうと、
0:27:53	1回の場合には書かれたわけですよ。で1回の場合っていうことは明らかにこの局部手法を意識されてつくられてるっていうのは相当重いましたけど、それでアリタして質問させてもらってるとかあるんですが、10個の場合には、フロア毎に設計加速度が変わってきます。
0:28:12	それからもう一つその下を見ていただければと思うんですが、
0:28:18	(4)ですね、そこに地勢等、
0:28:25	そこにさらなる安全裕度のときの設計加速度の考え方が書かれてるんですが、そこに1.0Gというふうに書かれています。これも前提となるのは5構造ですね、頭に書いてる通り5構造です。
0:28:43	従って、10が防火っていう考え方が非常に重要だと思っているんですが、
0:28:52	今回のほうを多段積みのドラムに関してはこの点に関してどういうふう
0:28:59	解釈されてますか。
0:29:16	はい。
0:29:18	もうちょっとだけ平成25秒辺りにございます。もうこいつ考え方を整理してですね、五つ目させていただきたいと思いますが、これはそもそも30日のP

	C設計だけで先ほど求められておりませんで、確かに部局の方で行いますというはおるんです。
0:29:38	けどもこの局部振動そのものは2次設計レベルの地震でございまして、その辺りですね10構造合同踏まえ定住構造だけれども3類のものに対して、どれぐらいの方に地震力ここ儲けするので、
0:29:54	この一次を採用しているところですけども、もう一度整理して御説明させていただきたいと思います。以上です。
0:30:05	規制庁のヨシムラがあるやつ。
0:30:09	推進等からの許可に立ち戻ってもう1回整理して御説明していただければと思います。
0:30:18	原子力ワラタニでございます承知いたしました。
0:30:24	はい。
0:30:24	副支店長のパラダイスの位置が認証については、ヨシムラさんから豊島ほか以上コメントありましたが後日回答になって県についてはまた改めて整理をして御回答をお願いいたします。
0:30:40	1-24について、他規制庁側から特にコメントございますでしょうか。原子力規制庁ナガイですよろしいですか。はい、お願いします。今のやりとりで最後にあった。
0:30:56	我々が疑問に思う点ですね、結局、まず、設置を想定する地震力をがどれぐらい地震力ですねGOどれぐらいに見込めばいいかってことで今見た後の66のですね。
0:31:13	いわゆる施設ドラム缶が置いてある部分の
0:31:18	これはですねドラム缶の転倒評価をする上でドラム缶が置いてある部分でどれぐらいの地震力が発生するかということ、がその設備が5工場などの荷重構造化によって揺れ方が多分違うと思うので、
0:31:36	言っている上層階なのか、日1回っていうかね、人地面直接置いてあるのかによって違ってくると思うんでその辺がポイントになるんじゃないかと思いますので、その上で、
0:31:52	ぐ許可の後の216ページですね、これはもともとドラム缶の固縛っていうのは、さらなる安全裕度の向上ということで、局で言うと5-216ページに、
0:32:09	前提条件があって、
0:32:13	Dへ内216。
0:32:17	別途出していただけますかね。
0:32:24	210局です。

0:32:41	216 ページのさらなる安全裕度の向上のところですね安重の評価の中で、下から 3 行目んとこ一類相当の固縛行ったドラム缶はDR0.0101 するってことで、
0:32:59	評価されているので、ここで言う一類相当の細かくっていう希意味をですね浮く見ていただいて設置している場所に応じて違うのは地震力もをどういうふうにするのかと計算上、最も保守的な
0:33:15	地震力で全部計算したはいけるのであればそれはそれでもいいと思いますし、その場所によって違うのであれば、それも評価したということを説明していただければと思います。これについては、今回申請の中の廃棄物
0:33:35	第 1 加工大野ほかにも、第 5 条の廃棄物の状況等もあつたりしますんで、置き方によって地震力が違うのであれば、よくそこは確認した上で説明の方をしていただければと思います。
0:33:55	で、その上でですね、必要な情報 1 とか、基本的な構造を覆う協働がわかるようにするための材料については、申請書の仕様表であるとか材料位置が近く図面のほうに、
0:34:11	だけで結構ですけれども、ポイントだけっていうか今の位置とか構造とか強度がわかる程度の説明なり、仕様を記載して補正をするに反映するようにしてください。
0:34:27	お願いします。
0:34:32	先行しております。
0:34:34	はい。
0:34:35	原子燃料工業の藤原でございます。承知いたしました。
0:34:41	はい。規制庁タナベです。そうしましたら以降続いて引き続きコメント等に移らせていただきたいと思います。順番は前後する部分が次の確認事項がについては今回のコメント来戻り側のコメントの 1 と 1-4 番ですね。
0:34:59	続いてかこちらからコメントを行いたいと思います。こちらのコメントはタケダば卸キング超過高いタケダです。はい。いや、規制庁の武田でございますが、こちらのほうから 1 点ですね、
0:35:15	これは質問というよりかは、設計の依頼になるんですけれども、質問番号の 1-4 のところになりまして、
0:35:25	そのABC粉末消火器の設置に関してですね、もう回答いただいているんですけれども、
0:35:35	この回答の中で規制危険物の規制に関する政令及び規則に基づいた消火器に基づきまして消火器の設置の本数とかを検討されていると思うんですが、
0:35:49	この 2 月 18 日のメーターのときにいただいた資料にも記載があつて、丁寧に説明する時していただいているんですけれども、ちょうどしている優秀ですね。

0:36:00	別表 3 でいう窓の湯という所に当たるかですとか、SI想定して貯蔵量、あとは施設の区分ちょうど除熱とかアプリ非常ですとか、そういった部門ですね、こういった消火器の必要量の算定とかに関する情報。
0:36:18	層面なんていうのは資料に記載していただいた内容ですね、次回補正のときに申請書の本文の中に記載をお願いしたいと思います。
0:36:28	消防法の別表の
0:36:32	別表までの記載は不要ではあるんですけど、端的に決定の要因になるパラメーターですね、そういったものを記載していただきたいと思っています。以上でございます。
0:36:48	原子燃料工業の井上でございます承知いたしました記載するようにいたします。はい、お願いします。
0:36:55	はい。ありがとうございます。規制庁の田辺でございます。1-4 についてなんですがほかに規制庁側からリスクに追加のコメント等ございますでしょうか。
0:37:06	なければ次に行きましてコメントの 1-9 ですね、こちらについての追加の確認事項に移りたいと思います。まず 531-9 についてこちらナガイさんから各ご確認の説明よろしいでしょうか。
0:37:26	はい規制庁永井です。ここの 1-9 ですね、第 1 加工棟に続いてになるんですけども、
0:37:39	もともとここは設計仕様表の設計で 99-B2 に関連する部門の
0:37:49	になりますんで、これは許可との関連で確認をするもので過去と■■■■の静観陸言いた区域を、加工施設外に変更する工事が 2AA になってますけれども、
0:38:07	その加工施設外とする場合にですね、既認可の部屋の名称とか位置を確認していたんですけどもにも書いていないので、記載するようにしてください。
0:38:20	それから、同じくB野球PPBの設計のなんですけども、■■■■の建物だから、第 1 加工と■■■■の建物を最初 76 分類 302。
0:38:35	相当する建物とするということで、設計するというのは、許可にも書かれていますので、これはたっただそれを具体的に説明をするようにしてください。今後ですね、加工施設Ⅱではなくなるという
0:38:52	音で一般建物になるということですので詳細な指定の必要ありませんけれども、隣の第 1 加工棟に波及影響を及ぼさないようにということですので、サンリツ相当の応答
0:39:09	設計ですね、レグも例えば具体的には第 1 加工棟、従来の第 1 加工棟を耐震改修促進法で
0:39:22	認可、今回の説明がありますけどそれと同等とすとかですね、もしくは何か違う方法で対策をとるのかというような説明をお願いします。

0:39:33	それから、99-B2 ですね、その建物のエキスパンションジョイントについてもこれも以前に／の
0:39:43	「テレビ会議システムの不具合により面談中断」
0:42:13	女ナガイです。
0:42:17	よろしいですか。回復したようにお願いして回復したようなんでお伝えすることだけ伝えますね。エキスパンションジョイント等ですけれども、あの位置構造をですね、を図示してその設計方針を
0:42:33	説明するようにしてください。それから資料の 1-9-編の 8 に地震による損傷防止ですね、ここで設定値で 1-20 設定の結果、
0:42:48	のですね、26 の意味を示すようにしてください。ある期間の資料で示すというかこれは何を意味しているのかちょっと不明だったんですね、事実確認だけ、今日の資料の
0:43:04	何か注記入れてですね。
0:43:06	右上に、
0:43:07	番号が振ったんですけど、何か書きたいのかなと思ったんですけど見当たらなかったんで、確認だけです。
0:43:14	1-9 関連のこちらからの質問は以上です。
0:43:19	はい。規制庁の田辺です。1-9 に関して他にございます。規制庁側から確認事項ございますでしょうか。
0:43:29	そしたらすみませんちょっと同じからちょっと 1 点お伺いしたいことがあるんですが、ちょっと確認させてください。今回例えばいただいている資料の編の 4 ページで 1 階の平面図の図面等は記載されていると思うんですが、
0:43:47	ちょっとそちらって出すことができますか。
0:43:51	はい。
0:43:52	保育。
0:43:58	ありがとうございます。今回ってこの今回の 1-9 ナガイの方からも説明コメントありましたが、 XXXXXXXXXX に結構細かく、二つに分けられるということで、の今回ちょっとしてみましたのが
0:44:14	ちょっとまずいんかもしれませんが、 XXXXXXXXXX っていうのがあってこれはエポッ XXXXXXXXXX になっているっていうふうに今現状ものはなっていると思うんですが、
0:44:24	XXXXXXXXXX とも XXXXXXXXXX に分けたときにこの XXXXXXXXXX って、どういう整理になるんですか。
0:44:32	こちらで XXXXXXXXXX に持っていくってことになるんですか。
0:44:38	はい。

0:44:41	はい。
0:44:43	現時点で6億円フジワラでございます。そうですねこれお送りした資料がですね、系統図でこれ■■■■でございまして、今出したとしても申請書にはですね、これがない図です。だから本来ところや、
0:44:59	なので、時しなくて、ちょっと今回貼り付けた図がですね、間違っておりますので、
0:45:08	新設によるものないものを選定時は確か、あくまでこれ■■■■になります。■■■■であるんですね、タイラインですね、あくまでもメイン的な情報があつて■■■■んで。
0:45:26	それからですね火災検知器オザワですね■■■■であっても、既設置する必要があるので、ぜひ国保関係の事例ですね、この部分を表示させていただくんですが、
0:45:43	これいやとしての当然に対してはこれは不要でございますので、削除いたします。
0:45:51	わかりました。
0:45:53	津波ちょっと■■■■になっているやに■■■■が
0:46:00	■■■■ではないんですよ、今回の大残る■■■■側に水整理でよろしいんですよ。ええとですね、■■■■もですね、今のよう、第1加工棟の交流側の■■■■ですね。
0:46:18	今回第1加工棟から除く場合親に■■■■じゃなくて■■■■があります。
0:46:28	■■■■はあるんですか。
0:46:31	残りの今回第1加工棟じゃないほうにですね。はい、ではあります。
0:46:38	そうなんです■■■■ていうのはあつたと■■■■ていうのあるって二つあるって理解でよろしいですか。ちょっと混乱しますけど。はい。
0:46:50	記
0:46:51	かしこまりました。そう。
0:46:54	そうしたら先ほど図面修正していただけるということになりましたけど、例えばこういうところだと■■■■部分があつたあつたり固化等まあそういうのを記載がなかったりするようところがあつたりするので、そういうような図面はですね最終的な形をですねちょっと考えてですねぜひするようにお願いいたします。
0:47:16	現世の考慮フジワラです。先ほどの部材しましたように火報も随分何かそういう■■■■が残っちゃうんですね、これは■■■■だとか、これは次回だというのをですね、きちつとようにするようにしてですね。
0:47:34	わかりやすいようにさせていただきたいと思います。はい。よろしく願いいたします。

0:47:40	はい。そうしましたら、続いて、1-310 ナガイです。よろしい長いかもiPad今タナベの方でフォローしてもらった通りですので、なので、全部これは、
0:47:57	ここ一軒一軒をお伝えしてるときりがないので、考え方というか、そこをお伝えしますけれどもまず既認可の建物を認可でなくするんであればその既認可のときの部屋の名前だとか、
0:48:13	来その民間からましよするっていう方がいいのか、一般施設に変更する範囲をきちんといい位置ですね建物の名称とか部屋位置が多く明記した上でここは既認可一般建物に変更するという図面をきちんとまず
0:48:33	つくっ作ってというか、認可の図面の中から中に入れていただいて、変更能がわかるようにしてくださいということですからさっき最初に私のお伝えした部屋の名称とか位置をきちんと記載することですね。
0:48:49	その中で残るもの、加工施設として依然として残る個々の[REDACTED]の範囲については認可を受ける範囲としてきちんと[REDACTED]、それから[REDACTED]、それぞれの機能なりが、
0:49:07	あるそういう回数に分かれているのであれば、まずそこはそのず、その図面というか、認可を受けようとする図面の中に位置構造及び名称とかですね、それがわかるようにしてくださいで火災区域として、どういうふうにその上で、
0:49:25	それぞれの安全機能例えば火災による影響評価だったら、火災区域をどういうふうに分割、平面図はあるんですけど、垂直の図面は見えないんです。そこにもちゃんと[REDACTED]、
0:49:41	[REDACTED]とそういうことであるんであればわかるように、何か。
0:49:46	機能として要らないものを省いているようですけれども、その間に[REDACTED]があったり、耐火ボードがかなんかで[REDACTED]があつてその上に火災の感知器があるようだ、その部屋が守られませんので、
0:50:02	どういうふうに感知器も設置しているのかっていうこともまず閾値とか、その感知器の種類を書いた上で、添付の説明書にはこういう法令に基づいてこういうふうにつけてますという適合について、
0:50:20	説明をしていただく必要がありますので、そういう考え方できちんと整理してください。資料間で整合の内容によく見た上で補正をしてください。
0:50:33	以上です。
0:50:39	原子燃料工業ワラタニでございます。今のナガイさんの御質問の中でちょっと確認させていただきたいんですけども。はいどうぞ、四つ目の今 20 設計の結果のところですけども、結果そのものはですね、お送りした資料の
0:50:58	2 ページのほうはございますけれども、これ自体の質問というのはパソコンに注意書きの小さな(25)って書いてあるんだけどその説明がないっていう指摘

0:51:15	そうですが、もう単純にそうです。やはり及びする中から停止しなければ、
0:51:24	45 個。
0:51:27	はい。
0:51:27	一つ、
0:51:29	25 手伝いちょっと人 6(3)センター、
0:51:35	表の下の注分けをこれコンプラです。
0:51:41	今後、何か調査からわかってやうし、またですね、これ実際にはこの使用表の下に注意書きが 1 から 30 年までございまして、その部分が肥料として厳しくございませんで、ちょっとインフラ切れるような形になってますんである技術構築いただきます。
0:52:01	はい。
0:52:02	規制庁ナガイです。よくその辺の整合も確認した上で今日の議論を踏まえて、きちんと補正に反映するようにしてください。
0:52:14	25 秒ワラタニでございます。いたしました。
0:52:18	はい。規制庁タナベです。ありがとうございます。イケナガ 9 関係については以上ということよろしいでしょうか。
0:52:27	はい。そうしましたら駅と引き続きましてですね、1-31t閉じ込め関係について確認を懇追加のコメントを行いたいと思いますので、この点を引き継ぎ、ナガイさんよろしく願いいたします。
0:52:43	はい。原子力規制庁ナガイです。障防法
0:52:48	ここも事実確認になるんですけども、この閉じ込めの機能であるとか、火災による損傷防止に関してですね、深層防護の観点からの許可で発生防止とか拡大防止、閉じ込めの
0:53:05	設計方針をどういうふうに記載しているのか、よく確認して店舗の方では説明をするようにしてください。具体的にですね。
0:53:16	これ番号が、
0:53:25	今日の資料の 1 の
0:53:29	。
0:53:30	そして、
0:53:32	1-31Gですね。
0:53:36	すでに 2 回目の面談でもお伝えしてると思いますけれども、
0:53:44	これは■■■■■、代金債権ず
0:53:53	ずっとの

0:53:55	ですね、あの設計でへの設計、設計を設けてか火災の方の関係では消防法での漏えいしたときに堰を設けてなり、ここで書いてありますけど受け皿を設置するというような設計
0:54:13	にしているんですが、一方で、閉じ込めという観点で核燃料物質に汚染された油がですね、来れるかどうかというところの評価では漏えいしないという評価になっていますので、
0:54:31	そういう場合にですね、みずから若干の法令余計によって要求事項によって、ぜ。
0:54:41	変わる場合もあるかもしれませんが、ドラム缶の中に閉じ込めてよくということであれば、どういうふうに蓋をして密閉を
0:54:52	そして、漏えいをしないような構造にしているのかっていうところをですね、図面なりで説明した上で、添付の説明書でそれで漏えいしないんだという前提と
0:55:08	になってるっていうことはきちんと説明をするようにしてくださいということでございます。ちょっとあの番号としては 1-31 の更問で鋭意以前にもそういう。
0:55:21	観点でお伝えしていたかと思えますけど、再確認の意味でお伝えをしました。
0:55:29	はい。
0:55:31	はい。
0:55:33	102 号議案よろしいでしょうか。
0:55:41	あけまして、
0:55:45	原子燃料工業から考えてございます。
0:55:48	今の現行の質問と御確認に対しまして、事業許可のほうの
0:55:56	この 8 ページに、閉じ込めの機能といたしまして、一つは、管理区域を、
0:56:07	はい。
0:56:09	はい。
0:56:11	はい。
0:56:12	8、
0:56:15	。
0:56:22	それ、
0:56:25	あれ原燃工さん旺盛聞こえてますか。聞こえてますので、該当部分を探していますし、すぐやってお願いします。お待たせいたしました。はい、えっと、
0:56:39	一つ、
0:56:41	こちらあのまま以降変更許可申請書のほうで結局このページになります。
0:56:50	閉じ込めの設計時からしましてまず管理区域をもう恐れのない第二種管理区域とかそうでない第一種管理区域に区分切りというのがまず一つあります。

0:57:05	今のこの[REDACTED]につきましては、汚染のフォール最大限第二種管理区域ということになります。
0:57:15	それから
0:57:18	広めのウランを収納する設備機器からの大きさまたは漏えいの防止期成防止を
0:57:27	設計といたしまして、下のほうのGうまく含む期待を収納する設備機器に該当することになると思いますって、
0:57:38	それによる腐食の少ないステンレス口頭で作り、
0:57:41	し、
0:57:43	収納する、
0:57:45	粉末をアクセスに期待に腐食の少ないステンレス。
0:57:49	口頭でつくり言ったような発生防止の設計。
0:57:54	方針が書かれております。これを受けまして第5回貯蔵
0:58:00	引き続き、
0:58:03	日程を保管いたします。につきましては
0:58:09	金属製のドラム缶にし、
0:58:14	収納して保管するという方針が設計を
0:58:23	商標等に記載するようにしたいと思います。
0:58:29	以上です。
0:58:33	現出手帳ナガイです。今の御説明は書いてある通りなんで、それで結構ですけども、それがまずは、今、図面の中での構造とかですわかるようにしていただくのと同時に、それが許可の方針に適合していること、それから、
0:58:53	技術基準に特に液体廃棄物の漏えい防止の観点の設計仕様ですね、について、技術基準の適用性とか既許可との関係をきちんと
0:59:10	議を
0:59:12	いわゆるんなんていうか、技術基準と許可との関係をきちっと記載をするようにしてくださいということもコメントでしたので、補正のところで、それをわかるようにですね。
0:59:28	は反映していただければ。
0:59:31	できたと思います。
0:59:36	はい。
0:59:36	4005 工業考えでございます。
0:59:40	今のコメント拝承いたしました。
0:59:46	はい、きちんとタナベでございます。ありがとうございました。1の31日についてのコメントについては遅い。以上原因は規制庁側から特にはありませんで

	した。続きましてですね、追加の確認事項へ問い合わせは結構コメント対応承認関係のところがありました。それ以外、
1:00:06	ところも踏まえてね、この辺等お伝えしたいと思います。そうしましたら一方まず最初のコメントなんです、これをオザワさんから今回の御説明いただくことによつてでしょうか。
1:00:21	はい。いいですよ。
1:00:23	じゃあよろしく願ひいたします。
1:00:26	オガワですけれども、規制調査ですけれども、泥棒こういうふうに記載してますけれども、まず何を言いたいかという、° コンクリートに対するその液状化評価っていうところで、
1:00:43	どの程度記載しますかっていうことです。参考レベルの当三菱ですね三菱も曲がってのう程度会計のかっていうところを参考にしてくださいというところで使用表にしても技術基準のペネと県、
1:01:03	のところの記載にしてもですね。マスキング対象箇所となつてございませので、そちらの方見てくださいでどこ見て欲しいかという、三菱の4時申請の仕様表でいけば、61 ページ。
1:01:21	法令技術基準の説明でいくと、938 ページ。
1:01:32	それとですね。さらに添付のところ、
1:01:39	ボーリング調査した時にですね、本社と同じように、NFIと同じように、その液状化の調査をしていて、1106 ページのところ、その概略としてその評価結果を記載してます。
1:01:55	なので、結果として多分見てNFIIAEA熊取の結果は三菱のその設工認の記載状況見ると似たり寄つたりの同じような評価結果になつてると思ふんですけれども、記載としてはですねどの程度書けばいいのかっていうのは先行例を参考にもう一度
1:02:14	見直してくださいというコメントです。
1:02:21	この辺りのほうよろしいでしょうか。
1:02:25	ここでパネル5秒ワラタニでございます承知いたしました。
1:02:32	はい。ありがとうございます。そしたら続きまして確認続けたいと思ひます。続ひての確認事項エキスパンションジョイントにPARの水素再波札幌タケダさんからコメントよろしいでしょうか。
1:02:50	河成のタケダでございます。
1:02:55	はい。
1:02:59	はい。
1:03:00	Explosionのですね。

1:03:04	その他まで求める仕様に関する項目の例を1点確認したいんですけども、これは核にもしかしたら被水でお出ししてる点かもしれないんですけど、99-B-2のところ、
1:03:19	■■■■に整列する一般建屋をとる。
1:03:24	の波及的影響がないことをどのように確認しているのかというところですね。
1:03:30	これについて説明をいただきたいなということです。その内容補正申請書に書いていただきたいと思っております。以上でございます。
1:03:46	Vessel防ワラタニでございます。招致いたしまして今準備してる補正申請がですね。一基のみPOS応答が50から10分する部分も、それぞれの変位量の記事数字にして記載させていただいておまして、放熱されるやれば、
1:04:04	衝突等の危険がないところまできちっと整理しておりますのでまた後日ちょっと僕だけたらと思います。
1:04:13	規制庁の武田でございます。承知いたしましたよろしくお願いたします。
1:04:19	規制庁の田辺です。どうぞ。以上です。
1:04:25	大丈夫ですかはい、規制庁タナベですえっと、今もですねとタケダからの質問にちょっと補足といいますか追加で確認していくことなんですけど整備の仕方ですね今回の波及的に思うんですが、これをシヨウ工認等は耐震のところでもってその他の影響、
1:04:45	込める一様として期待されてるんですが、これを取っ事故によるポロポロ防水なくてこのた許可で求めるしようとしてページされてるのでどういいうったようですね動かないで整理をされているのはちょっと考え方を御説明いただけますでしょうか。
1:05:07	原子燃料工業のカキノキでございます。
1:05:10	一般進歩第1加工棟隣接建物はですねといった1加工棟本体等はですねえと
1:05:17	の設計ではなくてですね、
1:05:22	第1加工棟の3類というのは地震なんですけども
1:05:27	隣ですね建物が絡むということで
1:05:32	これ自体はですね
1:05:34	その他、はい。
1:05:36	許可で求める事項ということで整理させていただいておるところでございます。以上です。
1:05:45	それって、つまり隣の建物は加工施設ではなくなるかは、今その他っていうところで整理されているっていう理解でよろしいですか。

1:05:58	原燃工カキノキ別とそおっしゃる通りでございます。はい、ありがとうございます。そういった整理をされていてここにあるってことでちゃんと確認されているということで承知いたしましたセット続くなしとたまりからの確認わかっていただきたいんですが、
1:06:15	ちょっと以前にもこれ各質問させていただいているかもしれませんが、 ごとにですね、違うについても火災報知機を の新規登録するってあるんですが、
1:06:31	これを得て に接続することについてなる のかっていうのについての御説明いただけますでしょうか。質問意図としましては、ほかの建屋建家に関しては地震ですね、主に 、
1:06:48	未受診よう設置していただきたいはですね許可でありましたので、ここら辺売差廃棄物の種類とは何なのかっていうところで、またあわせてですね、こちらの受振Tの に持っていくってということなんですが、三つケーブルの全部火災が防止ですね。
1:07:08	こちらについては 飛ばし手法に合わせて、音声聞こえるって理解でよろしいでしょうか。2点お願いいたします。
1:07:22	エンジンの工業のイノウエでございます。 の受信機につなぐというのは、 は幾らでちょっと の新しい建物ということがあってますので、今、 の
1:07:40	時間は に繋いでます。
1:07:44	そのため、 につきましても大体なくということ考えておりました。
1:07:51	それからケーブルのことですけれども、Maあの地史端的で審議官の原文ですけど秋に受診緩和って委託が 35 隔離アンペアの電流あります。
1:08:07	keVの電気火災の場所だけ低い考えておりますけど、
1:08:10	大南君とか審査にあわせて新設するという理解でよろしいですね。
1:08:17	規制庁じゃないです。まず 2 点目については一方承知いたしました。で、1 点目についてもですね現状は第 2 加工棟については、大体廃棄物幾つできるってことでぜひ引き続きっていうふうな考え方なのかなと思うんですが
1:08:32	同じようにつなげ接続されるということで、教条理解いたしました。タナベからについては以上となります。そうしましたらにおきましてですねえを規制庁ナガイですちょっと割り込んでお願いします。
1:08:49	はい。
1:08:50	今の確認ですね、火災感知器の受信機を
1:08:57	 に接続するという件については、確かにこの後に、この後っていうか 2 月ですかね、2 回目の面談でも確認しているところなんですが、

1:09:12	その際ですね、
1:09:15	ここの工事の方法とか工事の流れです。
1:09:21	第 2 廃棄物ごめんなさい、第 2 廃棄物貯蔵棟にあるドラム缶をこの第 5 に移すという先へ作業があります。それから第 2 を撤去するっていう流れになってるんですが、移す前に
1:09:37	きちんとこの要するに火災報知器が鳴るんだと、受信機側に接続されているんだっていう色をですね、ちょっと水性で結構ですけれども、明確にしてください。
1:09:53	そうでなければ、要は第 5 廃棄物地方等の安全機能が全部そろった後でない、あとでグラフ化を受け入れると液体廃棄物を受け入れるという作業でないと、これ新築の建物ですので、
1:10:09	未完成のまま、核燃料物質に汚染された油を入れるということは認められませんので、そこをきちんとわかるようにフロー図を説明して、その工事の流れ、関連する次回更新申請予定のものとの流れを
1:10:27	がわかるように、補正の中で示すようにしてください。
1:10:34	原子燃料工業のカキノキでございます。
1:10:38	建物の附属設備のですね、安全機能を確認してからドラム缶の移動をするという前後関係がわかるようにですね、工事の方法を申請上で補正申請していただきたい。
1:10:53	考えてございます。
1:10:55	はい。
1:10:58	うん。
1:10:59	はい。ナガイさんありがとうございました。続きまして今コメントなのこれがあるということについてもレジュメとイケナガさんの方からコメントお願いいたします規制庁イケナガです。ここには 2 点ほど足りてございます。
1:11:16	下のほうを始め方なんですけども、表の 5-1、これは第 5 廃棄物貯蔵棟の仕様表なんですけども、この使用表のですね、火災のところではですね、屋外消火の記載がありません。
1:11:33	これは許可の 89 ページを見ていただきますと、屋外消火栓を配置することになってございます。はい。そういうことからしてですね、配置しないのであれば、配置しない理由、
1:11:49	配置しなかったのを設置しなくてもですね、ごめんなさい堰ですね設定しても問題がなければ、それを根拠を示してください。
1:11:58	特に第 5 廃棄物貯蔵棟は新しく作るわけですけれども、この貯蔵等々を屋外消火栓との関係も説明をお願いします。

1:12:10	またですね、添付のこの 25 ぐらい、これは技術基準の説明のところになるんですけども、ここではですね、屋外排気ガス、あと申請するという記述がございます。
1:12:26	このようにあと新規制するというのであれば、別途等の 5-1-3 でここに反映される必要がございます。そういうことで使用表とそれから添付説明書のところが整合とれてないというが、
1:12:43	1 点目でございます。
1:12:46	次日程上はですね、この 45、この 49 ページでですね、45° 講話平面ごめんなさい。これ廃棄物規制等の話なんですけれども、
1:13:02	第 5 廃棄物
1:13:06	第 5 廃棄物貯蔵棟の話なんですけど、最初のほうは平面図、あとのほうは床の復興復帰になってございます。
1:13:15	で、ここにですね。ピットの図がございまして、その先配水先が書いてございません。
1:13:23	放射性範囲をですね、外部に流出させてもよいのかの説明をしてください。これを該当するようにお願いします。この 2 点ですが、
1:13:37	この私以外にもですね、第 5 廃棄物貯蔵棟についてはですね、いろいろこうして開催確認っていうか、コメントが出ております。そういうことでですね今後見直しをされるときに十分やっていただいて、
1:13:55	補正をしっかりとっていただきたいということでございます。イケナガからは以上です。
1:14:09	そう。
1:14:11	以前の講義の中でございます。
1:14:13	まず評価についてなんですけど、イランの面欄の 1-8 管理バックホウで書いていたので、回答させていただいておりますけれども、まだ何か一つにしてる。
1:14:33	はい。
1:14:34	従って、
1:14:35	イケナガですが、ちょっと説明しましたように売らないということがもうはっきりしてるんですけど、それに対して、その考え方とかですね、それから店舗説明書で後で申請するというような書き方もあるし、その辺の整合がとれてないということなんです。
1:14:55	はい。
1:14:57	お答えする。
1:14:58	施工した。

1:15:03	それで、
1:15:05	これ、
1:15:06	例えば使用表のほうにですね、例えば屋外の消火栓については後でしてしますとかそういう文言があれば繋がってくると思うんですけども、
1:15:22	近い規格を評価する地区
1:15:36	ちょっと資料準備しますんではもう決めたい。
1:17:42	今の場面に商号中部の位置が 8 の資料は思います。
1:17:50	そのラックのほうはなくナガイ消防施行令機械 19 条と言ってこられました。
1:17:58	ここで保護評価するには、
1:18:02	もう
1:18:04	耐火建築物案件は 9000 平方メートル以上の場合必要ということで、販売鑄造等々はいいか。
1:18:13	そこで行われますけれども、行けば、総貯されるんです。
1:18:19	第 4 条とか何か面積 72 号、両方成功例からは僕は評価が必要ないというふうに考えております。
1:18:30	危険物の規制に関する政令のときの位置して、
1:18:35	。
1:18:38	大きく
1:18:40	ここ危険物の規制に関する声明後、障害に関する時の医療の関係。
1:18:51	ここでは行っても、
1:18:56	後には、東京都のことを書いてあります。
1:19:01	やっぱりデータ 4000 件につきましては、あまり当番は一種の説明を消防設備になりまして、内容については必要としないというふうに丸がついてないということで、音波探査のほうからの評価について記載する。
1:19:18	はい。
1:19:21	はい。
1:19:22	その方向で
1:19:26	子会社の方にできないとか、いろいろ
1:19:30	現在、
1:19:32	いやいや、
1:19:35	次のページに
1:19:39	なお、右のフローの動きを担当するけれど、
1:19:49	はい。
1:19:51	はい。
1:19:51	はい。

1:20:01	この 110。
1:20:11	明日
1:20:16	はい。
1:20:19	。
1:20:28	この 115 で第 5 廃棄物貯蔵評価結果出てくるけれども、評価はできるような書いておりますので、これからも焙焼火災はつけないということで考えております。
1:20:44	規制庁イケナガですが、今の説明大体わかりましたの許可に書いてあるのは加工第 1 加工棟についての話のようでございますが、小学校でそのようなルールがあるのであれば、それがわかるような
1:21:00	資料ですね後日さしていただけたらと思うんですけども。
1:21:13	はい。
1:21:16	原燃エイノウエが承認されました手続きいたします。それから添付 1-25 の技術基準の説明のところもですね、第 5 を廃棄物貯蔵棟については、今おっしゃったような配慮で、これいらぬというのを一言書いていただけるとありがたいと思いますが、
1:21:37	はい。
1:21:40	資料工業のカキノキでございます。
1:21:44	f説明資料の
1:21:50	1Fの方にisするようにいたします。
1:21:55	よろしく申し上げます。
1:21:57	原子力規制庁の永井です。ちょっと割り込んでよろしいですか。
1:22:03	ナガイさんお願いします。今の事実確認なんですけれども、これは代用できる貯蔵で以前の委員の回答いただいている内容を丁寧に
1:22:18	消防法であるとか、建築基準法に基づく適合について丁寧に説明していただいたものを
1:22:30	えっと考えてますんで、その上であったんですが、もともとここで事実確認をしたかったのは、建築基準法とか手法に適合していることを説明してくださいということではなくて、
1:22:46	さっきのエリアのイケナガからも伝えましたけど、これここ我々が見ているのは原子炉等規制法に基づく設計及び工事の方法今度計画になりましたけどが、許可み、
1:23:02	の方針に従って設計されているか、それから技術基準に適合しているものであるかということを追加しているわけです。その時に許可の中で当然その建築基準法なり、消防法に基づいて設置。

1:23:22	ずっと書いてあるところはそれで満足するように、設計するわけですがけれども、その他の観点、いわゆる核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された、ここでは大分、廃棄物エアブローですがけれども、
1:23:39	超勤仕切り上で許可なり、
1:23:46	すでに技術基準で何が求められているのかということをよく考えてそれに対する適合説明が多く丁寧、より丁寧にしてくださいということです。ですから、火災の観点ではいいですがけれども、今はちょっとありましたけど、
1:24:04	重大、ごめんなさい、重大事故が設計基準事故であるとかいろんな核燃料物質が相当にいわゆる拡大防止しないようにためにどういう対策を実施してそのときにこの屋外消火栓というのをどういうふう
1:24:22	使うとしているのか、もしくはもう何かあっても、この第5廃棄物は屋外消火栓に期待しませんと、なくてもいいんですということで許可を受けているのかどうかをよく確認した上で、このし申請の補正をするようにして、
1:24:40	その点を十分に説明してくださいで他方昨日説明については、当然その所轄の消防であるとか建築国なりあれば、建築基準法の適合が確認されているのであれば、安全実用炉のほうでございます。
1:24:58	加工施設の
1:25:01	設工認の申請においては、該当する法令ですね、それから場その場、
1:25:10	条項条項ですね。それと今先ほど締め今もここに出てと思うし、添付の説明書にいんじゃなくて面談資料等でですね説明していただいた内容をきちっとそのまま記載していただければも
1:25:27	十分と思いますので、他方、あくまでも炉規制法に対してどうかということをきちんと説明していただくとその中で許可でね、消防法の何条を準用するということで強化されているのであれば、
1:25:43	そこのに従ってこういう配置をしているというのがわかるように説明を
1:25:49	するようにしてください。もうこの辺のですね。他方機の記載の考え方なんですが、例は元年の12月の25日の原子力規制委員会への資料7にですね、若干いわゆる
1:26:05	重複している部分にはふた放棄と重複している部分については、審査の常へと合理的に確認ということで、我々のほうも準じ改善がされている。
1:26:22	おりますので、それをし、委員会資料ですね、昨年12月25日の資料7を確認してそこに三つ記載しているような形で補正していただければと思います。以上です。
1:26:40	はい。
1:26:42	全員の数がございません。承知いたしました。いずれにいたします。
1:26:51	次のイト配水先のほうについてです。

1:27:00	リースによるアリタございます今イケナガさんも一文すげえ大事な背景日銀大間1油が漏れた場合、場合にアメリカの屋外での配管というお話がありますけれども、これをですね市の位置の班12のところ、
1:27:18	面談でも御回答させていただいております、図的にちょっと時間が起きてるように見えますけれども、これを上限にまっすぐ換気用の
1:27:32	登記等というものがもう屋根の近くについておまして、その絵を書いた方が仮にですねなんかピットから6平米ぐらいが出るようなニーズがあるように見えますんで、細目は適宜修正させていただきますということで、もう解決はしてるとい認識なんですけれどもそれでよろしいでしょうか。
1:27:52	イケナガですが、図がわかるようにしてもらったら部会がないと思います。わかりました。ありがとうございます。原子力規制庁ナガイですちょっとよろしいですか。
1:28:04	お願いします。はい。今のあるとの通りだと思えますんでそれは回答いただいたときにも連絡すると思うんですけれども、もう全く先ほどの議論と同じで、
1:28:19	消防法に基づいて、こういう設計を設置するからいいんですということを取捨と不足するのであくまでも炉規制法に基づく許可なり、技術基準に対して減らして、
1:28:35	それだけで満足するのかどうかをよく確認して審査の補正をするようにしてください。その時に可燃性の油であると同時に、核燃料物質に汚染されているということで、
1:28:50	どの程度の差、さっき言った話だけ、お伝えしましたけど、その分、液体状の核燃料物質に汚染されたものが流れたときにどこまで流れると想定しているまだ発生しないようにするために、
1:29:06	どういうふうに対策しているのか、それでも万が一発生するんですけどどういふふうに関じ込めておくのかという観点で事実確認をしているものですので、
1:29:22	障防法で堰を設けるからこれでいいんですけどだけでは足りないの、消防法は私募当然満足するんですけれども、法に対してはどうかということですので、もう発生防止だけで、このG間の設計行くんだと言え、
1:29:39	もう絶対に漏らさないような設計にしますと、ドラム缶の中ですね。だから、拡大防止は要らないならいらなくてもそういうことは、技術基準の閉じ込めのところの要求事項で液体状の放射性娘、
1:29:57	核燃料物質等を貯蔵する設備の要求事項に対して、
1:30:06	きちんと説明をするようにしてくださいということで埋め込んどこは、先ほどの議論と同じになりますので、補正のときによく説明するようにお願いします。
1:30:25	原燃工のイノウエ図承知いたしました拡散いたします。
1:30:31	はい。

1:30:32	はい。規制庁の田辺です。イケナガさんこちらのほうでコメントよろしいでしょうか。
1:30:39	はい、結構です。ありがとうございます。それでは続きまして、とコメント事項については、先月固縛ネットに創立 23 号に行った面談に対しての確認事項の回答もまず特化せこちら確認事項オザワ 30 挙動にも、
1:30:59	系統私のほうがいいですか。
1:31:02	そうですね、わかりました。じゃあ配当財産をお願いいたします。
1:31:08	まず一つ目なんですけれども、
1:31:12	系統がⅡ－13 日の資料の
1:31:18	No.2－28。
1:31:22	はい。
1:31:24	え一つとですそれ出せ映し出させます。
1:31:31	これ、
1:31:33	はい。
1:31:35	ナンバー2－28 ですね。
1:32:00	28 年
1:32:10	ここで我々の方からの質問の電気設備技術基準に基づきすべての配線用遮断するというようにしてるんですかっていう
1:32:21	質問に対して直接回答して欲しいんですけれども、
1:32:27	回答からちょっと読み取れない。
1:32:35	資料情報は得られた家設けることとしますということとはつけないところあるってということなんです、つけないつけないところに対してはどういう象徴するんですかということ、
1:32:56	原子燃料工業の井上でございます。
1:32:59	ここに書いております非常用照明誘導灯所内通信連絡設備とか介護施設についてはすべて設置いたします。
1:33:09	内定義があるところにつきましてはここには出てこないんですけど、中にはある可能性があるということでこういう形をとります。
1:33:23	以上です。
1:33:27	わかりました。そうすると付けることとしているのであれば、資料上問題ないという系統設けることとしていますという回答であって今の御発言があった回答を御解答欄に書いてください。
1:33:42	原燃工の井上でございます。承知いたしました。
1:33:45	続いて二つ目は、2－33 です。
1:34:11	2－33 ですよ。

1:34:16	はい。
1:34:18	はい。
1:34:30	こちらのほうが2-33になったら、
1:34:34	湯浅
1:34:36	わかりましたので、こちらで
1:34:40	原燃工の回答のところで、
1:34:43	真ん中より下のなお書きのところなんですけれども、評価で、
1:34:48	変動範囲緊密貯蔵等、
1:34:54	2 その移動式学士消火設備を記載していますが、大体けど。
1:35:03	第5廃棄物貯蔵棟にはありませんって書いてあって、何かちょっと説明が理解できないんですけれども、そのこのところのわかるように説明していただけますでしょうか。
1:35:26	現時点の御イノウエでございます。
1:35:29	なお預金の前にですね、
1:35:36	評価のためのPeruというインター配当別大型定期は対応配布する予定もないというふうに書いております。
1:35:44	とりあえず名古屋銀行なんですけれど。
1:35:52	この第1サポートダイバーセグメントがありませんというのは、この
1:35:58	5月のためのアクセルルート2メーター回答が必要かなというのがありませんので、
1:36:04	時価移動式または遠隔地の超過機器が
1:36:09	このダイバーシティをどうにはないというふうな意味で書いております。
1:36:14	そうすると強化の記載との関係では整合してるということよろしいですか。
1:36:21	許可等ご案内と考えております。
1:36:25	当協会でもそれが読み取れるような記載になってるんですか。
1:36:32	ちょっと、
1:36:36	どうぞ。
1:36:38	それでは、第5回という
1:36:44	はい、そう。
1:36:48	許可でほう素じゃないんだけど。
1:36:53	だけどね。
1:37:32	なお、
1:37:34	はい。
1:37:39	はい、はい。
1:37:41	ちょっと、

1:37:43	はい。
1:37:48	原子燃料工業の井上でございます。今画面にっていうとかの 80 ページを出して、
1:37:55	だったんですけど。
1:37:57	でしょうか。
1:37:59	いっぱいどうぞ記述でもまれ自動式または遠隔式の消火器。
1:38:06	消火設備、
1:38:08	評価設備というのは第 2 加工棟に設置するとしておりまして、外部の貯蔵等には、
1:38:14	また以降で消火器形状ばかりというような書き方をしておりますので、ダイバ一返送等には自動式または消火器のマーケットしないということで考えております。
1:38:31	当協会の 42 ページ開いてもらえます 4342。
1:39:10	非常に
1:39:12	原子燃料工業の井上でございます。43 の
1:39:22	ちょっとまたこちらで来まし 40 そこですよ。そこの関係でコメントします。
1:39:38	はい。
1:39:44	はい。
1:39:46	現地への考慮フジワラでございます。ちょっとこれ許可のですね、記載がちょっと明確でないんですけども
1:39:56	ここですね、自動火災報知器消火器とかですね今おっしゃられてます遠隔式のもの、こういうものはですね。
1:40:05	この設置のすぐにこの一つのまずにいろいろ書いておりますが、これらのいずれかに入れていたというような形で記載をさせていただいてるんですよ。だから、ちょっとこの記載としてはまずい。
1:40:20	よろしくないということになりますけど。
1:40:24	必要な場所に入れていくということになります。
1:40:57	許可の記載の趣旨は何となく理解はするものの、設工認でわかるように記載してください。
1:41:06	課長の関係を踏まえて、
1:41:09	許可ではそういう趣旨で書いていたんですけどっていうことはわかるようにしてください。
1:41:17	減収良好というフジワラです。それは他の所ご指摘いただけてますけどそういうとか等の備えについてですね設工認の中にどちらのほうですね再というところで、ぜひ資料っていうご指摘いただけてるんですが、

1:41:35	この中で、この評価の出資という形で記載がよくないというのがよろしいですか。
1:41:43	多くないという状況がないという言い方ではなくて、そういう趣旨で解決策。
1:41:52	わかりました。
1:41:55	承知いたしました。
1:41:59	うん。
1:42:00	はい。
1:42:02	続いて、
1:42:05	2-50。
1:42:09	出していただけますか。
1:42:31	はい。
1:42:35	こちらでのページは映し出されたら質問始めますので、
1:42:42	はい。
1:43:15	あります。
1:43:16	これで原燃工からの回答の最初から3行目辺りまでですね。
1:43:26	ここで当加工施設南側の森林火災からその外部発表持ち分等モデル距離を 考えて過剰なサイト補正の見直しを行っているのであれば、先ほどのフジワラ さんから言われた通り、
1:43:41	それはベントのその資料でですね、触れておいてくださいと現状確認できな かったので、触れておいてくださいという、
1:43:51	コメントです。
1:43:53	遠心力工業のカキノキでございます。この審議会のですね距離の見直しのこ とですね、資料2-1の変更の説明のところちょっと抜けておりましたので通過 するようお願いいたします。
1:44:08	よろしくお願ひしますが続いて2-53年です。
1:44:23	はい。
1:44:25	はい。
1:44:55	明日
1:44:59	こちら2-53で原燃工からの説明のところ回答対応の説明のところの真ん中 あたりなんですけど。
1:45:09	粉末保管容器が粉末ペレット貯蔵容器違ったからとみなさないよ。
1:45:18	またユウシャ構造としている。
1:45:21	ていうところは、
1:45:23	科医できません。

1:45:28	閉じ込めている観点で蓋をしているっていう回答なのかなと思うんですけども、
1:45:35	適切に回答を記載してくださいということです。
1:45:45	ちょっと待ってください。
1:45:56	はい。
1:45:58	その原子燃料工業フジワラです。評価の中で列島ところにつきましてはReport命令ですね、その後また悪化することによって飛散するという意味では加速あろう防止から閉じ込め機能という記載させます。
1:46:15	ここはですね、このペレットを入れた容器、粉末育むこういう凸状にがあったところに定例のものを入れておりまして、それでま直してるんで、
1:46:31	検討しても飛散しない、いわゆる閉じ込めているという意味でですね、ほぼしてるゴールというふうな記載になってます。
1:46:41	はい。
1:46:42	だから、ちょっと
1:46:44	説明としてですね、もう一つ通常になるって側があるのでというふうなもう少し詳しくそれで転倒しても一番することはないというような記載をしてもらいたいと思います。
1:47:02	今この説明を読んだときに、転倒しな。とび出さないようにっていうことで検討しない対策なのかなっていうふうに残らんで、上がるように記載してくれば結構です。
1:47:17	続きまして6号工事しました。続きまして、2-60です。
1:47:56	このところはあまりないような必要でないんですけど、結果としてこちらからこの質問の既設の橋も含めるということでもよろしいんですが、
1:48:16	原子燃料工業の売り上げでございます。おっしゃる通り永久たちも含めて追加設置としております。以上です。
1:48:25	はい、わかりました。
1:48:27	そのように相手としてください。以上です。
1:48:32	はい。
1:48:35	はい。規制庁の田辺です。今成功の確認事項ですが規制庁側から特にほかございませんでしょうか。
1:48:47	はい。そうしましたら続いてですね、補正にあたっての留意事項に移りたいと思います。補正の申請の留意事項ですね、こちらナガイさんから御説明いただけますでしょうか。
1:49:01	はい。原子力規制庁ナガイです。
1:49:07	本日までの面談では

1:49:12	事業者の方からですね、資料を準備していただいて、丁寧な回答があったと思いますので、これは面談資料になりますので、追加の確認事項本日までの
1:49:28	遣り取りそれから第2回、次の1から4シリーズそれから1-1。
1:49:36	関連ですね、回答いただいた内容をプラス面談でコメントした内容を
1:49:43	踏まえてですね、補正へ
1:49:47	提出していただければと思います。その際にはですね。浴槽内でチェックしていただきたいんですが、申請書の本文と言ってますが、認可を受けようとする敷地要否強度がですね。
1:50:04	それから、図面等にはですね、その位であった設備とあって建物もそうですが立地とか構造とか強度が記載されていること。
1:50:16	そうですね。この協働っていうのは、いわゆる材質であるとか寸法がわかる所層になりますけれども、その例が記載されているかよく確認して申請の補正をするようにしてください。
1:50:32	そこに記載される寸法というのは、添付のピン三種の説明書なり経産省で技術基準に適合してますという共同計算で耐震の計算であるとか、それから、単純にその強度だけじゃないかもしれませんが、火災による影響負債
1:50:54	の応対耐火時間。
1:50:57	それからですね。竜巻とかいういろんな強度があるんで、荷重に対する退任設計になっているという説明の
1:51:06	設計確認値がね、これだけで余裕が今後それぐらいありますという説明の前提、前提としてるインプットとしている。
1:51:16	物が認可を受ける情報として記載されていることということで、
1:51:23	よく確認をした上で補正をしてください。今はこれまでのやりとりの個別設定についてはですね、補正申請で使用表図面の反映されているという状況を確認して、
1:51:37	例えば事実確認は行いたいと思いますので、よく知らないで確認するようにしてください。以上です。
1:51:49	原子燃料工業のフジワラです。今の御指摘いただいた点を踏まえてですね、補正申請書のほうに反映させていただきたいと思っております。
1:51:58	ヨシムラさんから今日いただいたコメント等でまだ
1:52:05	残ってることに
1:52:08	ことになりますので、これについてはまた後日御回答させていただいて、こういうものということでよろしいでしょうか。
1:52:15	原子力規制庁の永井です。今日の

1:52:19	面談でのコメント回答については本日の中で完結したものは結構ですけども、残っているものについては、補正申請を提出する際にですね、今日の面談に対する回答ですっていうことで、
1:52:35	A-7 ページに反映していますとか、もしくは補正に反映すべきするまでもないような情報であれば、その回答ということで、資料を補正申請とあわせて出していただければ結構です。
1:52:53	減じているこういうフジワラ点数承知いたしました。
1:52:59	規制庁さんですけども、今日サービスお送りしたそのコメントに対してもですね、今日口頭で回答いただいていますけれども、今までその1の市立取りの指示で整理されているようにコメントリストを作成して、
1:53:18	該当しないというような回答の内容を作った上で我々に共有してください。
1:53:27	よろしくお願いします。テロ工業フジワラです。承知しました。それと事前にですね渡してます1と2の回答ですが、今日は保守的いただいて、ちょっと前回ですか。前回前々回回答して、
1:53:44	我々のほうではですね、口頭も含めて努力していただいたと思ってるんですけど、今見ますと、やっぱり不足分のご指摘いただいたことがございますので、この文献付け足した上でですね、一式まとめてくれってお話させていただいたと思います。
1:54:03	はい。魔法鉄塔補正のタイミングがどれぐらいになるかっていうのもありますけれども、そちらのほうは面談理由も共有していただければ結構ですので、メールで送るっていただければと思います。
1:54:19	現時点の工業フジワラです。承知いたしました。
1:54:24	原子力規制庁の永井です。基本的に今の通りなんですけど、この面談するであるとかをきちんと確認以前にまず申請すべきところに申請されているかっていうのを確認していただいて、
1:54:39	そこにきちっと書き込まれているのであれば、本日の回答は、補正申請の何ページという形でもありませんので、
1:54:49	その面談資料を作るの目的でもありませんので、よく確認をするようにしてください。
1:54:57	補正してください。
1:55:01	承知しましては現世の工業フジワラです。承知しました。
1:55:07	教頭しまったら幾らっていうともタナベ率を準備していた質問、コメント事項については以上となりますので、一応確認なんですけど、一般規制庁側、これを今までの中で他に質問、確認事項等は御おられませんでしょうか。
1:55:28	皆さん特にコメントはなさそうですので、今回ですね、問題の確認事項はこれで以上となります。オガワと名前からコメントありましたが、今回について

	は、しっかりと社内水平展開いただいてオフィス人生の中で反映するようにお願いいたします。
1:55:49	それでは衡平と面談を終了させていただきます。皆さんありがとうございました。
1:55:57	ありがとうございます。お疲れ様でした。